

審査項目

■第一次審査

1. 事業者、担当者等の評価

評価項目	様式	評価基準
業務実績等	3-1	参加表明者の過去10年の類似業務の実績件数の評価
実施体制1	3-2	管理技術者の資格の評価
実施体制2	3-3	主任技術者の資格の評価
実施体制3	3-4	主任技術者の過去10年の類似業務の実績件数の評価
実施体制4	3-5	補佐する担当技術者の資格の評価
実施体制5	3-6	実施体制等の評価
見積書	4	見積価格の評価

2. 企画提案内容の評価

評価項目	課題	評価基準
現状把握	(1)	地域特性、課題設定に関する評価
土地利用の視点	(1)	まちづくりの課題解決や土地利用の方向性に関する提案の具体性、妥当性に関する評価
基盤施設の視点	(1)	調査及び検討の進め方、駅前広場をはじめとした各都市基盤に関する提案の具体性、妥当性に関する評価
現状把握	(2)	地域特性、課題設定に関する評価
検討プロセス	(2)	スケジュールの妥当性に関する評価
検討会等の推進体制	(2)	業務を円滑に進める運営方法、実効性のある提案に関する評価

※区内に本店がある事業者は第一次審査の合計点に10%加点点評価する。

■第二次審査

プレゼンテーション及び質疑応答の評価

評価項目	評価基準
説明	説明の明確性、簡潔性に関する評価
質疑応答	回答の的確性に関する評価
知識、経験	業務の目的・内容に関する評価 委託業務に関する専門的な知識、経験に関する評価 現状把握・課題に関する評価
意欲	本業務に対する意欲に関する評価
独創性	独創性やノウハウに関する評価

※区内に本店がある事業者は第一次審査の合計点に5%加点点、支店がある事業者は3%加点点評価します。